（ブラジル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解がブラジル連邦共和国政府の了解でもあることを同国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年七月二十二日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国

外務大臣　セルソ・アモリン

ブラジル連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　島内憲閣下

○外務省告示第四百十四号

平成二十一年七月二十四日にネーピードーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億四千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　野川保晶在ミャンマー大使

ミャンマー側　ソー・ター国家計画・経済開発大臣

平成二十一年八月七日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百十五号

ニカラグア共和国政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の加入書を平成二十一年六月二十二日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年九月二十二日にニカラグア共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年六月二十二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十一年八月七日

外務大臣　中曽根弘文

○海上保安庁告示第二百二十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年八月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三二度一〇分、北緯三二度四〇分、東経一三二度三〇分、東経一三三度二〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯三二度一五分、北緯三一度二五分、東経一三三度四五分、東経一三四度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ハ)　北緯三二度三〇分、北緯三二度一〇分、東経一三四度二〇分、東経一三四度五〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ニ)　北緯三二度五〇分、北緯三二度三〇分、東経一三四度四五分、東経一三五度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ホ)　北緯三三度三四分東経一三六度三六分を中心とする半径五海里の円内海域

(ヘ)　北緯三二度三〇分東経一三九度三〇分、北緯三二度三〇分東経一四〇度五〇分、北緯三二度五〇分東経一三九度三〇分、北緯三三度東経一四〇度五〇分の各点で囲まれる海域

(ト)　北緯三三度三五分東経一四二度を中心とする半径五海里の円内海域

(チ)　北緯三四度九分東経一四二度二三分を中心とする半径五海里の円内海域

(リ)　北緯三六度四八分東経一四二度一五分を中心とする半径十海里の円内海域

(ヌ)　北緯四一度四五分東経一四一度四八分を中心とする半径十海里の円内海域

(ル)　北緯三三度三〇分東経一三七度四五分、北緯三四度三〇分東経一三七度四五分、北緯三四度五〇分東経一三八度二五分、北緯三四度五〇分東経一三八度四〇分、北緯三四度三〇分東経一三九度、北緯三三度三〇分東経一三九度の各点で囲まれる海域

(ヲ)　北緯三六度七分東経一四一度四八分を中心とする半径十海里の円内海域

ロ　期間　平成二十一年八月十日から平成二十一年八月二十三日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　一管区水路通報第三十一号（平成二十一年八月十四日発行）、三管区水路通報第二十九号（平成二十一年七月三十一日発行）、五管区水路通報第三十号（平成二十一年七月三十一日発行）

○防衛省告示第百四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月七日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年八月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十四日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四四秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四四秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四四秒

実施艦等　自衛艦六隻　航空機一機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月七日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年八月二十六日（予備、同月二十七日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度一二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年八月七日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年八月二十六日（予備、同月二十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度二九分五一秒　東経一三二度四二分一三秒

(イ)　北緯三二度二九分五一秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。